

昭和四十八年法律五百五号

動物の愛護及び管理に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 基本指針等(第五条・第六条)
第三章 動物の適正な取扱い
第一節 総則(第七条—第九条)
第二節 第一種動物取扱業者(第十一条—第十四条の二)
第三節 第二種動物取扱業者(第二十四条の二の二—第二十四条の四)
第四節 周辺の生活環境の保全等に係る措置(第十五条)
第五節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置(第二十五条の二—第三十四条)
第四章 都道府県等の措置等(第三十五条—第三十七条)
第四章の二 動物愛護管理センター等(第三十一条の二—第三十九条)
第四章の三 犬及び猫の登録(第三十九条の二—第三十九条の二十六)
第五章 雜則(第四十条—第四十三条)
第六章 罰則(第四十四条—第五十条)
附則(目的) 第一章 総則

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて國民の間に動物を愛護する気風を招来し、生

命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するところに、動物の管理に関する事項を定めて動物ともに、動物の管理による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて國民の間に動物を愛護する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並

びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

二 動物の適正な飼養及び保管を図るために施策に関する事項

3 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るために必要な施策に関する事項

4 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するためには、必要な体制の整備(国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む)に関する事項

5 動物愛護管理推進計画には、前項各号に掲げたる事項のほか、動物の愛護及び管理に関する事項、その他の動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためには、必要な事項を定めるよう努めるものとする。

6 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対して、当該動物の種類、習性、供用の目的等に応じて、その適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明をしなければならない。

8 動物の販売を業として行う者は、購入者の購入しようとする動物の飼養及び保管に係る知識及び経験に照らして、当該購入者に理解されるために必要な方法及び程度により、前項の説明を行うよう努めなければならない。

9 地方公共団体の措置

10 動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するため飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。)の取扱業(動物の販売(その取扱業を含む。次項及び第二十一条の四において同じ。)、保管、貸出し、訓練、展示(動物との触れ合いの機会の提供を含む。第二十二条の五を除き、以下同じ。)その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節、第三十七条の二第二項第一号及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。)を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事

11 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのつとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

(動物愛護週間)

12 ひらく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるよう努めなければならない。

(動物愛護週間)

13 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

(動物愛護週間)

14 日までとする。

15 動物愛護週間には、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならぬ。

(基本指針)

16 動物愛護週間には、次的事項を定めるものとする。

17 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

18 二 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

19 三 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

20 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

21 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

22 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

23 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

24 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

25 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

26 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

27 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

28 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

29 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

30 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

31 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

32 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

33 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

34 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

35 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

36 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

37 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

38 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

39 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

40 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

41 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

42 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

43 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

44 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

45 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

46 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

47 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

48 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

49 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

50 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

51 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

52 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

53 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

54 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

55 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

56 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

57 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

58 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

59 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

60 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

61 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

62 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

63 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

64 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

65 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

66 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

67 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

68 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

69 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

70 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

71 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

72 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

73 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

74 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

75 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

76 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

77 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

78 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

79 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

80 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

81 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

82 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

83 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

84 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

85 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

86 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

87 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

88 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

89 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

90 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

91 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

92 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

93 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

94 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

95 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

96 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

97 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

98 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

99 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

100 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

101 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

102 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

103 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

104 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

105 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

106 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

107 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

108 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

109 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

110 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

111 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

112 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

113 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

114 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

115 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

116 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

117 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

118 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

119 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

120 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

121 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

122 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

123 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

124 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

125 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

126 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

127 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

128 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

129 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

130 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

131 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

132 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

133 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

134 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

135 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

136 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

137 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

138 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

139 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

140 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

141 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

142 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

143 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

144 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

145 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

146 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

147 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

148 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

149 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

150 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

151 3 その他の動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

152 1 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

153 2 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

<p

(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)にあつては、その長とする。以下この節から第五節まで(第二十五条第七項を除く。)において同じ。)の登録を受けなければならない。

前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者(第二十二条第一項に規定する者をいう。)の氏名

四 その営もうとする第一種動物取扱業の種別(販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。)並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法

五 主として取り扱う動物の種類及び事項

六 動物の飼養又は保管のための施設(以下この節から第四節までにおいて「飼養施設」といいう。)を設置しているときは、次に掲げる事項

七 その他環境省令で定める事項

八 飼養施設の構造及び規模

九 飼養施設の管理の方法

十 飼養施設の所在地

十一 飼養施設の構造及び規模

十二 飼養施設の構造及び規模

十三 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者

十四 第十条第一項の登録を受けた者(以下「第一種動物取扱業者」という。)で法人である

十五 第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日から五年を経過しないもの

十六 第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日から五年を経過しない者

十七 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者

十八 法人であつて、その役員又は環境省令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十九 個人であつて、その環境省令で定める使用人のうちに第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者があるもの

(登録の実施)

第十一條 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者(第二十二条第一項に規定する者をいう。)の氏名

四 その営もうとする第一種動物取扱業の種別(販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。)並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法

五 主として取り扱う動物の種類及び事項

六 動物の飼養又は保管のための施設(以下この節から第四節までにおいて「飼養施設」といいう。)を設置しているときは、次に掲げる事項

七 その他環境省令で定める事項

八 飼養施設の構造及び規模

九 飼養施設の管理の方法

十 飼養施設の所在地

十一 飼養施設の構造及び規模

十二 飼養施設の構造及び規模

十三 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者

十四 第十条第一項の登録を受けた者(以下「第一種動物取扱業者」という。)で法人である

十五 第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日から五年を経過しない者

十六 第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日から五年を経過しない者

十七 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者

十八 法人であつて、その役員又は環境省令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十九 個人であつて、その環境省令で定める使用人のうちに第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者があるもの

(登録の拒否)

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号口及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあっては、犬猫等健康安全計画(平成四年法律第二百二十九号)第六十九条の七第一項第四号又は第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認(動物の輸出又は輸入に係るものに限る。以下この号において同じ。)第七十条第一項第三十六条号(同法第四項第四号又は第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認(動物の輸出又は輸入に係るものに限る。)に係る部分に限る。以下この号において同じ。)若しくは第七十二条第一項第三号(同法第六十九条の七第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。)若しくは第五号(同法第七十条第一項第三十六号に係る部分に限る。)の規定、狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第二十七条第一号若しくは第二号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の規定、鳥獸の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

八 法人であつて、その役員又は環境省令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

九 個人であつて、その環境省令で定める使用人のうちに第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者があるもの

(登録の更新)

第十三条 第十条第一項の登録は、五年ごとにその旨を申請者に通知しなければならない。

二 第十条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の更新について準用する。

三 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

四 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

(変更の届出)

第十四条 第一種動物取扱業者は、第十条第二項第四号若しくは第三項第一号に掲げる事項の変更(環境省令で定める軽微なもの)を除く。)を除し、飼養施設を設置しようとして、又は犬猫等販売業を営もうとする場合には、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

2 第一種動物取扱業者は、前項の環境省令で定める軽微な変更があつた場合又は第十条第二項各号(第四号を除く。)若しくは第三項第二号に掲げる事項に変更(環境省令で定める軽微なもの)を除く。)があつた場合には、前項の場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第十条第一項の登録を受けた犬猫等販売業を営む者(以下「犬猫等販売業者」という。)は、第十六条第一項に規定する場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第十一条及び第十二条の規定は、前三項の規定による届出があつた場合に準用する。

(第一種動物取扱業者登録簿の閲覧)

第十五条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)
第十六条 第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

一 死亡した場合 その相続人
二 法人が合併により消滅した場合 その法人
三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その清算人
四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 その登録に係る第一種動物取扱業を廃止した場合 第一種動物取扱業があつた個人又は第一種動物取扱業者であつた法人を代表する役員

六 第一種動物取扱業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、第一種動物取扱業者の登録は、その効力を失う。
(登録の抹消)

七 第一種動物取扱業者が前項第一項若しくは前項第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該第一種動物取扱業者の登録を抹消しなければならない。
(標識の掲示)

八 第一種動物取扱業者は、環境省令で定められたところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称登録番号その他環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
(登録の取消し等)

第九条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六ヶ月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。第一不正の手段により第一種動物取扱業者の登録を受けたとき。
二 その者が行う業務の内容及び実施の方法が登録を取り消し、又は六ヶ月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

三 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が準に適合しなくなつたとき。
四 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が準に適合しなくなつたとき。

五 飼養施設の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

が第十二条第一項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなかつたとき。
四 大猫等販売業を営んでいる場合において、犬猫等健康安全計画が第十二条第一項に規定する幼齢の大猫等の健康及び安全の確保並びに大猫等の終生飼養の確保を図るために該省令で定める基準に適合しなかつたとき。
五 第十二条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号の二から第九号までのいずれかに該当することとなつたとき。
六 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
(環境省令への委任)
第二十条 第十一条から前条までに定めるもののほか、第一種動物取扱業者の登録に必要な事項については、環境省令で定める。
(基準遵守義務)

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定めた基準を遵守しなければならない。
二 前項の基準は、動物の愛護及び適正な飼養の観点を踏まえつつ、動物の種類、習性、出生後経過した期間等を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

二 動物の疾病等に係る措置に関する事項
五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

一 不正の手段により第一種動物取扱業者の登録を受けたとき。

二 その者が行う業務の内容及び実施の方法が登録を取り消し、又は六ヶ月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

三 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が準に適合しなくなつたとき。

四 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が準に適合しなくなつたとき。

五 飼養施設の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

八 第二項の基準は、動物の愛護及び適正な飼養のため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

九 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支

障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、第一項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

四 当該期間が開始した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数

三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物の当該事実の区分ごと及び種類ごとの数

四 当該期間が終了した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数

五 その他環境省令で定める事項
(動物取扱責任者)

第二十二条 第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから、動物取扱責任者を選任しなければならない。

二 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当する者以外の者でなければならぬ。

三 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修(都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修)を受ける。

四 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当する者以外の者でなければならぬ。

五 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当する者以外の者でなければならぬ。

六 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当する者以外の者でなければならぬ。

七 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当する者以外の者でなければならぬ。

八 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当する者以外の者でなければならぬ。

九 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当する者以外の者でなければならぬ。

十 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当する者以外の者でなければならぬ。

十一 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当する者以外の者でなければならぬ。

十二 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当する者以外の者でなければならぬ。

十三 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当する者以外の者でなければならぬ。

2 動物販売業者等は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
一 当該期間が開始した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
二 当該期間中に新たに所有し、又は占有した動物の種類ごとの数
三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物の当該事実の区分ごと及び種類ごとの数
四 当該期間が終了した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数

五 その他環境省令で定める事項
(動物取扱責任者)

第二十三条 第二種動物取扱業者は、犬猫等健康安全計画の定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

二 動物を保管する大猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との連携の確保を図らなければならない。

三 動物を保管する大猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との連携の確保を図らなければならない。

四 動物を保管する大猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との連携の確保を図らなければならない。

五 動物を保管する大猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との連携の確保を図らなければならない。

六 動物を保管する大猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との連携の確保を図らなければならない。

七 動物を保管する大猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との連携の確保を図らなければならない。

2 動物販売業者等は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
一 当該期間が開始した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
二 当該期間中に新たに所有し、又は占有した動物の種類ごとの数
三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物の当該事実の区分ごと及び種類ごとの数
四 当該期間が終了した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数

五 その他環境省令で定める事項
(動物取扱責任者)

第二十四条 第二種動物取扱業者は、犬猫等健康安全計画の定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

二 動物を保管する大猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との連携の確保を図らなければならない。

三 動物を保管する大猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との連携の確保を図らなければならない。

四 動物を保管する大猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との連携の確保を図らなければならない。

五 動物を保管する大猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との連携の確保を図らなければならない。

六 動物を保管する大猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との連携の確保を図らなければならない。

(幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限)
第二十二条の五 犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行つて者に限る。）は、その繁殖を行つた犬又は猫であつて出生後五十六日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

(犬猫等の検査)

第二十二条の六 都道府県知事は、犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事実の発生の状況に照らして必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、犬猫等販売業者を除き獣医師による検査を受け、当該指定期間内に對して、期間を指定して、当該指定期間内にその所有する犬猫等に係る死の事実が発生した場合には獣医師による診療中に死亡したときが満了した日から三十日以内に当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検査書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずることができる。（勧告及び命令）

第二十三条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条第一項又は第四項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条の四若しくは第二十二条第三項の規定を遵守していないと認めるとき、又は犬猫等販売業者が第二十二条の五の規定を遵守していないと認めるときは、その者に對し、期限を定め、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者が前二項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくしてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 第一項、第二項及び前項の期限は、三月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。（報告及び検査）

第二十四条 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に對し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他の必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他關係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三節 第二種動物取扱業者

(第二種動物取扱業の届出)

第二十四条の二の二 飼養施設（環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）を設置して動物の取扱業（動物の譲渡し、保管、

行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に對し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に關し報告を求める。又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他關係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができるもの。環境省令で定める場合を除く。）を行おうとする者（第十条第一項の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。）は、第三十五条の規定に基づき同条第一項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第一種動物取扱業者であった者に対する勧告等)

第二十四条の二 都道府県知事は、第一種動物取扱業者について、第十三条第一項若しくは第六条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、その者に対し、これらの事由が生じた日から二年間は、期限を定めて、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺の生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため必要な勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に對し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、第十三条第一項若しくは第六条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき又は第十九条第一項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状況、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他の必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他關係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(第二種動物取扱業の届出)

第二十四条の三 前条の規定による届出をした者（以下「第一種動物取扱業者」という。）は、同条第三号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、この限りでない。

3 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、この限りでない。

4 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、この限りでない。

5 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、この限りでない。

6 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、この限りでない。

7 その他の環境省令で定める事項（変更の届出）

第二十四条の三 前条の規定による届出をした者（以下「第一種動物取扱業者」という。）は、同

条第三号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、この限りでない。

3 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、この限りでない。

4 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、この限りでない。

5 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、この限りでない。

6 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、この限りでない。

7 その他の環境省令で定める事項（変更の届出）

第二十四条の四 第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十条、第二十一条（第三項を除く。）、第二十三条（第二項を除く。）及び

第二十四条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第二十条中

貸出し、訓練、展示その他の第十条第一項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの（以下この条において「その他の取扱い」という。）を業として行うことを行つて、「第二種動物取扱業」という。）を行おうとする者（第十条第一項の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。）は、第三十五条の規定に基づき同条第一項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第一種動物取扱業者であった者に対する勧告等)

第二十四条の二 都道府県知事は、第一種動物取扱業者について、第十三条第一項若しくは第六条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、その者に対し、これらの事由が生じた日から二年間は、期限を定めて、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺の生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため必要な勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に對し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、第十三条第一項若しくは第六条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき又は第十九条第一項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状況、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他の必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他關係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(第二種動物取扱業の届出)

第二十四条の三 前条の規定による届出をした者（以下「第一種動物取扱業者」という。）は、同条第三号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、この限りでない。

3 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、この限りでない。

4 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、この限りでない。

5 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、この限りでない。

6 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、この限りでない。

7 その他の環境省令で定める事項（変更の届出）

第二十四条の三 前条の規定による届出をした者（以下「第一種動物取扱業者」という。）は、同

条第三号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、この限りでない。

3 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、この限りでない。

4 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、この限りでない。

5 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、この限りでない。

6 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、この限りでない。

7 その他の環境省令で定める事項（変更の届出）

第二十四条の四 第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十条、第二十一条（第三項を除く。）、第二十三条（第二項を除く。）及び

第二十四条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第二十条中

その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管のする者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管を立てるべきことを命じ、又は勧告することができる。

6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

7 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に關し、必要な協力を求めることができる。

（特定動物の飼養及び保管の禁止）
第二十五条の二 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（その動物が交雑することにより生じた動物を含む。以下「特定動物」という。）は、飼養又は保管をしてはならない。ただし、次条第一項の許可（第二十八条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの）を受けてその許可に係る飼養又は保管をする場合、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいふ。）において獸医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

（特定動物の飼養又は保管の許可）
第二十六条 動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という）

。の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

2 二 特定動物の種類及び数

3 三 飼養又は保管の目的

4 四 特定飼養施設の所在地

5 五 特定飼養施設の構造及び規模

6 六 特定動物の飼養又は保管の方法

7 七 特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置に関する事項

8 八 その他の環境省令で定める事項（許可の基準）

（第二十七条）都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 飼養又は保管の目的が前条第一項に規定する目的に適合するものであること。

二 その申請に係る前条第二項第五号から第七号までに掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法並びに特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置に関する基準に適合するものであること。

（第二十九条）都道府県知事は、特定動物飼養者が前項の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

2 一 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。

2 二 特定動物飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七号第一項に規定する目的に適合するものでなくなつたとき。

2 三 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七号第一項第二号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

2 四 第二十七条第一項第三号ハに該当することとなつたとき。

2 五 第二十七条第一項第三号ハに該当することとなつたとき。

2 一 二 特定動物飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するものでなくなつたとき。

2 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七号第一項第二号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

2 三 第二十七条第一項第三号ハに該当することとなつたとき。

2 一 二 特定動物飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するものでなくなつたとき。

2 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七号第一項第二号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

2 三 第二十七条第一項第三号ハに該当することとなつたとき。

2 一 二 特定動物飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するものでなくなつたとき。

2 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七号第一項第二号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

2 三 第二十七条第一項第三号ハに該当することとなつたとき。

2 一 二 特定動物飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するものでなくなつたとき。

2 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七号第一項第二号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

2 三 第二十七条第一項第三号ハに該当することとなつたとき。

2 一 二 特定動物飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するものでなくなつたとき。

2 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七号第一項第二号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

2 三 第二十七条第一項第三号ハに該当することとなつたとき。

2 一 二 特定動物飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するものでなくなつたとき。

2 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七号第一項第二号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

2 三 第二十七条第一項第三号ハに該当することとなつたとき。

2 一 二 特定動物飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するものでなくなつたとき。

2 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七号第一項第二号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

2 三 第二十七条第一項第三号ハに該当することとなつたとき。

2 一 二 特定動物飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するものでなくなつたとき。

2 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七号第一項第二号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

2 三 第二十七条第一項第三号ハに該当することとなつたとき。

2 一 二 特定動物飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するものでなくなつたとき。

2 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七号第一項第二号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

2 三 第二十七条第一項第三号ハに該当することとなつたとき。

2 一 二 特定動物飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するものでなくなつたとき。

2 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七号第一項第二号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

2 三 第二十七条第一項第三号ハに該当することとなつたとき。

2 一 二 特定動物飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するものでなくなつたとき。

2 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七号第一項第二号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

2 三 第二十七条第一項第三号ハに該当することとなつたとき。

2 一 二 特定動物飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するものでなくなつたとき。

2 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七号第一項第二号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

2 三 第二十七条第一項第三号ハに該当することとなつたとき。

2 一 二 特定動物飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するものでなくなつたとき。

2 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七号第一項第二号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

2 三 第二十七条第一項第三号ハに該当することとなつたとき。

2 一 二 特定動物飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するものでなくなつたとき。

2 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七号第一項第二号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

2 三 第二十七条第一項第三号ハに該当することとなつたとき。

2 一 二 特定動物飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するものでなくなつたとき。

2 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七号第一項第二号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

2 三 第二十七条第一項第三号ハに該当することとなつたとき。

「特定動物飼養者」という。は、同条第二項第2号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、当該特定動物の飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきであるときは、この変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

（報告及び検査）

（第二十九条）都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対する特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他の必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者に対する特定飼養施設を設置する場所その他の関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることを命ずることができる。

（第三十条）都道府県等の措置等

（第三十一条）都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（第三十二条）都道府県等の措置等

（第三十三条）都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対する特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他の必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者に対する特定飼養施設を設置する場所その他の関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることを命ずることができる。

（第三十四条）削除

（第三十五条）都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）を設置する場所その他の関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることを命ずることができる。

（第三十六条）都道府県等の措置等

（第三十七条）都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）を設置する場所その他の関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることを命ずることができる。

（第三十八条）都道府県等の措置等

（第三十九条）都道府県等の措置等

（第四十条）都道府県等の措置等

（第四十一条）都道府県等の措置等

（第四十二条）都道府県等の措置等

（第四十三条）都道府県等の措置等

（第四十四条）都道府県等の措置等

（第四十五条）都道府県等の措置等

（第四十六条）都道府県等の措置等

（第四十七条）都道府県等の措置等

（第四十八条）都道府県等の措置等

（第四十九条）都道府県等の措置等

（第五十条）都道府県等の措置等

（第五十一条）都道府県等の措置等

（第五十二条）都道府県等の措置等

（第五十三条）都道府県等の措置等

（第五十四条）都道府県等の措置等

（第五十五条）都道府県等の措置等

（第五十六条）都道府県等の措置等

（第五十七条）都道府県等の措置等

（第五十八条）都道府県等の措置等

（第五十九条）都道府県等の措置等

（第六十条）都道府県等の措置等

（第六十一条）都道府県等の措置等

（第六十二条）都道府県等の措置等

（第六十三条）都道府県等の措置等

（第六十四条）都道府県等の措置等

（第六十五条）都道府県等の措置等

（第六十六条）都道府県等の措置等

（第六十七条）都道府県等の措置等

（第六十八条）都道府県等の措置等

（第六十九条）都道府県等の措置等

（第七十条）都道府県等の措置等

（第七十一条）都道府県等の措置等

（第七十二条）都道府県等の措置等

（第七十三条）都道府県等の措置等

（第七十四条）都道府県等の措置等

（第七十五条）都道府県等の措置等

（第七十六条）都道府県等の措置等

（第七十七条）都道府県等の措置等

（第七十八条）都道府県等の措置等

（第七十九条）都道府県等の措置等

（第八十条）都道府県等の措置等

（第八十一条）都道府県等の措置等

（第八十二条）都道府県等の措置等

（第八十三条）都道府県等の措置等

（第八十四条）都道府県等の措置等

（第八十五条）都道府県等の措置等

（第八十六条）都道府県等の措置等

（第八十七条）都道府県等の措置等

（第八十八条）都道府県等の措置等

（第八十九条）都道府県等の措置等

（第九十条）都道府県等の措置等

（第九十一条）都道府県等の措置等

（第九十二条）都道府県等の措置等

（第九十三条）都道府県等の措置等

（第九十四条）都道府県等の措置等

（第九十五条）都道府県等の措置等

（第九十六条）都道府県等の措置等

（第九十七条）都道府県等の措置等

（第九十八条）都道府県等の措置等

（第九十九条）都道府県等の措置等

（第一百条）都道府県等の措置等

（第一百一条）都道府県等の措置等

（第一百二条）都道府県等の措置等

（第一百三条）都道府県等の措置等

（第一百四条）都道府県等の措置等

（第一百五条）都道府県等の措置等

（第一百六条）都道府県等の措置等

（第一百七条）都道府県等の措置等

（第一百八条）都道府県等の措置等

（第一百九条）都道府県等の措置等

（第一百十条）都道府県等の措置等

（第一百十一条）都道府県等の措置等

合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

（第三十二条）都道府県等は、特定動物飼養者に対する特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを認めることを要する。

（第三十三条）都道府県等は、特定動物飼養者に対する特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを認めることを要する。

（第三十四条）削除

（第三十五条）都道府県等は、特定動物飼養者に対する特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを認めることを要する。

（第三十六条）都道府県等は、特定動物飼養者に対する特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを認めることを要する。

（第三十七条）都道府県等は、特定動物飼養者に対する特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを認めることを要する。

（第三十八条）都道府県等は、特定動物飼養者に対する特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを認めることを要する。

（第三十九条）都道府県等は、特定動物飼養者に対する特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを認めることを要する。

（第四十条）都道府県等は、特定動物飼養者に対する特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを認めることを要する。

（第四十一条）都道府県等は、特定動物飼養者に対する特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを認めることを要する。

（第四十二条）都道府県等は、特定動物飼養者に対する特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを認めることを要する。

（第四十三条）都道府県等は、特定動物飼養者に対する特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを認めることを要する。

（第四十四条）都道府県等は、特定動物飼養者に対する特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを認めることを要する。

（第四十五条）都道府県等は、特定動物飼養者に対する特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを認めることを要する。

（第四十六条）都道府県等は、特定動物飼養者に対する特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを認めることを要する。

（第四十七条）都道

項において同じ。)の規定により引取りを行つた犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めることも、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。

都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。)に対し、第一項本文の規定による犬又は猫の引取りに關し、必要な協力を求めることができる。

都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及び猫の引取り又は譲渡することを委託することができる。

環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に關し必要な事項を定めることができる。

国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項本文の引取りに關し、費用の一部を補助することができる。

(負傷動物等の発見者の通報措置)

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明していないときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

前条第七項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

(犬及び猫の繁殖制限)

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならぬ。

都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

第四章の一 動物愛護管理センター等

第四章の二 動物愛護管理センター等

第三十七条の二 都道府県等は、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県等が設置する施設において、当該部局又は施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 動物愛護管理センターは、次に掲げる業務（中核市及び第三十五条第一項の政令で定める市にあつては、第四号から第六号までに掲げる業務に限る。）を行うものとする。

一 第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督に関すること。

二 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立て込み、特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。

三 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

四 大及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。

五 動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項及び第三項並びに第四十一条の四において「動物愛護管理担当職員」という。）を置く。

（動物愛護管理担当職員）

第三十七条の三 都道府県等は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項及び第三項並びに第四十一条の四において「動物愛護管理担当職員」という。）を置く。

2 指定都市、中核市及び第三十五条第一項の政令で定める市以外の市町村（特別区を含む。）は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理担当職員を置くよう努めるものとする。

3 動物愛護管理担当職員は、その地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関する専門的な知識を有するものをもつて充てる。

（動物愛護推進員）

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。

一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他必要な支援をすること。

四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

第四章の三 犬及び猫の登録

二 登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号を定める事項

三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

4 環境大臣は、登録をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該登録を受けた者に対して、その所有する犬又は猫に関する証明書（以下この章において「登録証明書」という。）を交付しなければならない。

5 登録証明書には、環境省令で定める様式に従い、登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号その他の環境省令で定める事項を記載するものとする。

6 登録を受けた者は、登録証明書を亡失し、又は登録証明書が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、登録証明書の再交付を受けることができる。

7 環境大臣は、登録に係る事項を記録し、これを当該登録が行われた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

8 登録を受けた者は、第二項第一号に掲げる事項その他の環境省令で定める事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、変更を生じた日から三十日を経過する日までに、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

9 登録を受けた犬又は猫の譲渡しは、当該犬又は猫に係る登録証明書とともにしなければならない。（変更登録）

第三十九条の六 次に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、犬又は猫を取得した日から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに変更登録を受けなければならぬ。

一 登録を受けた犬又は猫を取得した犬猫等販売業者

二 犬猫等販売業者以外の者であつて、登録を受けた犬又は猫を当該犬又は猫に係る登録証明書とともに譲り受けたもの

三 前条第四項から第九項までの規定は、前項の変更登録（以下この章において単に「変更登録」という。）について準用する。

第三十九条の七 環境大臣は、犬の所有者が当該犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に登録又は変更登録を受けた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下この条において同じ。）の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

2 前項の規定により市町村長が通知を受けた場合における狂犬病予防法第四条の規定の適用については、当該通知に係る犬の所有者が当該犬に係る登録又は変更登録を受けた日において、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

3 環境大臣は、市町村長から交付された鑑札とみなし、当該犬に装着されるマイクロチップは、同条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなす。

第三十九条の九 都道府県等は、第三十九条の二から前条までに規定する措置が適切になされよう、犬又は猫の所有者に対し、必要な指導及び助言を行うよう努めなければならない。（指定登録機関の指定）

第三十九条の十 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、第三十九条の五から第三十九条の八までに規定する環境大臣の事務（以下「登録関係事務」という。）を行わせることができる。

1 指定登録機関の指定は、環境省令で定めるところにより、登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。

2 指定登録機関の指定は、環境省令で定めるところにより、登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 環境大臣は、市町村長から届出があつた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

4 前項の規定により市町村長が通知を受けたときは、当該通知に係る届出があつた日において、当該届出をした犬の所有者から狂犬病予防法第四条第四項の規定による届出があつたものとみなす。

5 第二項の規定により狂犬病予防法第四条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなされたマイクロチップが装着されている犬の所有者は、その犬から当該マイクロチップを取り除いた場合その他厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、その旨を届け出なければならない。

第三十九条の十一 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第三十九条の十第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度においては、その指定を受けた後遅滞なく）、環境大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。

第三十九条の十三 指定登録機関は、登録関係事務の開始前に、登録関係事務の実施に関する規程（以下「登録関係事務規程」という。）を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。

3 環境大臣は、第一項の認可をした登録関係事務規程が登録関係事務の適正かつ確実な実施上

（狂犬病予防法の特例）

第二十九条の七 環境大臣は、犬の所有者が当該犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に登録又は変更登録を受けた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下この条において同じ。）の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

第三十九条の八 登録を受けた犬又は猫の所有者は、当該犬又は猫が死亡したときその他の環境省令で定める場合に該当するときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。（死亡等の届出）

四 次条第一項の規定による命令により解任された者（以下「解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者は、その解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「過任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「再解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第三次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第四次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第五次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第六次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第七次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第八次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第九次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第十次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第十一次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第十二次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第十三次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第十四次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第十五次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第十六次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第十七次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第十八次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第十九次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第二十次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第二十一次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第二十二次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第二十三次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第二十四次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第二十五次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第二十六次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第二十七次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第二十八次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第二十九次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第三十次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第三十一次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第三十二次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第三十三次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第三十四次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第三十五次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第三十六次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第三十七次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第三十八次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第三十九次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第四十次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第四十一次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第四十二次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第四十三次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第四十四次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第四十五次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第四十六次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第四十七次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第四十八次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第四十九次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第五十次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第五十一次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第五十二次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第五十三次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第五十四次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第五十五次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第五十六次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第五十七次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第五十八次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第五十九次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第六十次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第六十一次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第六十二次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第六十三次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第六十四次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第六十五次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第六十六次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第六十七次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第六十八次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第六十九次解任」という。）の解任の日から起算して二年を経過しない者（以下「第七十次解任」という。）の解任の日から起算して二年を絏

不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第三十九条の十四 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録関係事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

二 登録関係事務に從事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第三十九条の十五 指定登録機関は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録関係事務に關する事項で環境省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第三十九条の十六 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録関係事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

第三十九条の十七 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、環境省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができ

(立入検査)

第三十九条の十八 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録関係事務の休廃止)

第三十九条の十九 指定登録機関は、環境大臣の許可を受けなければ、登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第三十九条の二十 環境大臣は、指定登録機関が

のいづれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

二 環境大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第三十九条の十第三項各号の要件を満たさない。

二 第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項、第三十九条の十三第一項又は第三十九条の十四、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項、第三十九条の十三第一項又は第三十九条の十四の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

三 第三十九条の十二又は前条の規定に違反したとき。

四 第三十九条の十三第一項の認可を受けた登録関係事務規程によらないで登録関係事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第三十九条の二十一 第三十九条の十第一項、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項、第三十九条の十三第一項又は第三十九条の十四の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(指定登録機関がした処分等に係る審査請求)

第三十九条の二十二 指定登録機関が行う登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣に對し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(環境大臣による登録関係事務の実施等)

第三十九条の二十三 環境大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録関係事務を行わないものとする。

(動物を殺す場合の方法)

第三十九条の二十四 環境大臣は、指定登録機関が第三十九条の十第四項各号(第三号を除く。)の規定による許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十九条の二十第二項の規定により指定登録機関に対し登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命ぜたとき又は、登録関係事務を行わないと認めたときは、登録関係事務を行わないと認めたときは、

じたとき又は指定登録機関が天災その他の事由によりその登録関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その登録関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

二 環境大臣が前項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定登録機関が第三十九条の十九の規定による許可を受けたとき。

一 第三十九条の十第三項各号の要件を満たさない。

二 第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項、第三十九条の十三第一項又は第三十九条の十四の規定による指定、認可又は許可を行つたとき。

三 第三十九条の十二又は前条の規定に違反したとき。

四 第三十九条の十三第一項の認可を受けた登録関係事務規程によらないで登録関係事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

(公示)

第三十九条の二十四 環境大臣は、次の場合は、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第三十九条の十第一項の規定による指定を行つたとき。

二 第三十九条の十九の規定による許可をしたとき。

三 第三十九条の二十の規定により指定期取り消し、又は登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前項第二項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき又は自ら行つていた登録関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(手数料)

第三十九条の二十五 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関)に納めなければならない。

一 登録を受けようとする者

二 登録証明書の再交付を受けようとする者

三 変更登録を受けようとする者

2 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(環境省令への委任)

第三十九条の二十六 この章に規定するものほか、マイクロチップの装着、登録及び変更登録は、環境省令で定める。

第五章 雜則

(動物を殺す場合の方法)

第四十条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に關し必要な事項を定めることができる。

一 前項の必要な事項を定めるに當たつては、第一項の方法についての國際的動向に十分配慮するよう努めなければならない。

二 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達成することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

三 動物を科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥つてゐる場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。

四 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に關しよるべき基準を定めることができる。

五 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥つてゐる場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。

六 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に關しよるべき基準を定めることができる。

七 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥つてゐる場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。

八 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に關しよるべき基準を定めることができる。

九 環境大臣は、動物の愛護及び適正な管理の推進に關し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

(褒彰)

第四十一条の三 環境大臣は、動物の愛護及び適正な管理の推進に關し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

(地方公共団体への情報提供等)

第四十二条の四 国は、動物の愛護及び管理に関する施策の適切かつ円滑な実施に資するよう、

動物愛護管理担当職員の設置、動物愛護管理担当職員に対する動物の愛護及び管理に関する研修の実施、動物の愛護及び管理に関する業務を担当する地方公共団体の部局と畜産、公衆衛生担当する地方公共団体の部局と畜産、公衆衛生

又は福祉に関する業務を担当する地方公共団体の部局、都道府県警察及び民間団体との連携の強化、動物愛護推進員の委嘱及び資質の向上に資する研修の実施、地域における犬、猫等の動物の適切な管理等に関する、地方公共団体に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体に対する財政上の措置)

第四十一条の五 国は、第三十五条第八項に定めるもののほか、地方公共団体が動物の愛護及び適正な飼養の推進に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経過措置)

第四十二条 この法律の規定に基づき命令を制定するもののか、地方公共団体が動物の愛護及び適正な飼養の推進に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(審議会の意見の聴取)

第四十三条 環境大臣は、基本指針の策定、第七条第七項、第十二条第一項、第二十一条第一項（第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項、第二号若しくは第二十一条第四項の基準の設定、第二十五条第一項若しくは第四項の事態の設定又は第三十五条第七項（第三十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四十条第二項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聽かなければならぬ。これらの基本指針、基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したもの適

切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

4 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有して

いる動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属す

るもの

に違反して、登録関係事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六ヶ月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条の二の規定に違反して特定動物を飼養し、又は保管した者

二 不正の手段によつて第二十六条第一項の許可を受けた者

三 第二十八条第一項の規定に違反して第二十六条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更した者

四 第二十九条の十七の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十九条の十八第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第二十九条の十九の許可を受けないで登録関係事務の全部を廃止したとき。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項の規定に違反して登録を受けないで第一種動物取扱業を営んだ者

二 不正の手段によつて第十条第一項の登録（第十三条第一項の登録の更新を含む。）を受けた者

三 第十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

四 第二十三条第四項、第二十四条の二第二項又は第三十二条の規定による命令に違反した者

五 第四十六条の二 第二十五条第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六章 罰則

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項から第三項まで、第二十四条の二の二、第二十四条の三第一項又は第二

十八条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の六の規定による命令に違反して、検査書又は死亡診断書を提出しなかつた者

三 第二十四条第一項（第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条の二第三項若しくは第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第二十四条の四第一項において読み替えて準用する第二十三条第四項の規定による命令に違反した者

五 第四十七条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条の十五の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十九条の十七の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第三十九条の十八第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第三十九条の十九の許可を受けないで登録関係事務の全部を廃止したとき。

第五十七条の三 第二十五条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第六章 罰則

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第四十五条 五千万円以下の罰金刑

二 第四十四条、第四十六条から第四十七条まで又は前条 各本条の罰金刑を科する。

三 第十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

四 第二十三条第四項、第二十四条の二第二項又は第三十二条の規定による命令に違反した者

五 第四十六条の二 第二十五条第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六章 罰則

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十六条第一項（第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条の二第一項又は第二十四条の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十四条第一項から第三項まで、第二十四条の二の二、第二十四条の三第一項又は第二

二 第二十二条の六の規定による命令に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条 節名及び二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定

(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十一条、第二十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定(国等の事務)

この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(不服申立てに関する経過措置)
施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てに引続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)
施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

とともに、新地方自治法に基づく政令に示すもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

では、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(検討)

この法律の施行に伴う必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定(公布の日)

附 則 (平成一七年二月二二日法律第二二号)
(施行期日)

第一 条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定の日から施行する。

第二 条 政府は、この法律の施行後五年を目途とし、國、地方公共団体等における動物の愛護及び財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三 条 政府は、この法律の施行後五年を目途とし、國、地方公共団体等における動物の愛護及び管理に関する各種の取組の状況等を勘案しら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第四 条 政府は、この法律の施行後五年を目途とし、國、地方公共団体等における動物の愛護及び管理に関する各種の取組の状況等を勘案しら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第五 条 政府は、この法律の施行後五年を目途とし、國、地方公共団体等における動物の愛護及び管理に関する各種の取組の状況等を勘案しら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六 条 政府は、この法律の施行後五年を目途とし、國、地方公共団体等における動物の愛護及び管理に関する各種の取組の状況等を勘案しら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第七 条 政府は、この法律の施行後五年を目途とし、國、地方公共団体等における動物の愛護及び管理に関する各種の取組の状況等を勘案しら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第八 条 政府は、この法律の施行後五年を目途とし、國、地方公共団体等における動物の愛護及び管理に関する各種の取組の状況等を勘案しら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第九 条 政府は、この法律の施行後五年を目途とし、國、地方公共団体等における動物の愛護及び管理に関する各種の取組の状況等を勘案しら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十 条 政府は、この法律の施行後五年を目途とし、國、地方公共団体等における動物の愛護及び管理に関する各種の取組の状況等を勘案しら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十一 条 政府は、この法律の施行後五年を目途とし、國、地方公共団体等における動物の愛護及び管理に関する各種の取組の状況等を勘案しら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十二 条 政府は、この法律の施行後五年を目途とし、國、地方公共団体等における動物の愛護及び管理に関する各種の取組の状況等を勘案しら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十三 条 政府は、この法律の施行後五年を目途とし、國、地方公共団体等における動物の愛護及び管理に関する各種の取組の状況等を勘案しら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十四 条 政府は、この法律の施行後五年を目途とし、國、地方公共団体等における動物の愛護及び管理に関する各種の取組の状況等を勘案しら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十五 条 政府は、この法律の施行後五年を目途とし、國、地方公共団体等における動物の愛護及び管理に関する各種の取組の状況等を勘案しら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十六 条 政府は、この法律の施行後五年を目途とし、國、地方公共団体等における動物の愛護及び管理に関する各種の取組の状況等を勘案しら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十七 条 政府は、この法律の施行後五年を目途とし、國、地方公共団体等における動物の愛護及び管理に関する各種の取組の状況等を勘案しら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(検討)

この法律の施行に伴う必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同項の刑を科する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定(公布の日)

附 則 (平成一七年六月二二日法律第六八号)
(施行期日)

第一 条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

第二 条 環境大臣は、この法律の施行前ににおいて、國、地方公共団体等における動物の愛護及び管理に関する各種の取組の状況等を勘案し、改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「新法」という。)第五条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。

第三 条 環境大臣は、前項の基本的な指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四 条 この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

第五 条 第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

第六 条 第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

第七 条 第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

第八 条 第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

第九 条 第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

第十 条 第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

第十一 条 第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

第十二 条 第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

第十三 条 第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

第十四 条 第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

第十五 条 第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

第十六 条 第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

第十七 条 第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

(検討)

この法律の施行に伴う必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

る。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

前項の規定は、この法律の施行の際現に動物の飼養又は保管のための施設を設置することなく動物取扱業を営んでいる者について準用する。この場合において、同項中「引き続き当該業」とあるのは、「引き続き動物の飼養又は保管のための施設を設置することなく当該業」と読み替えるものとする。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）
の規定により引き続き動物取扱業を営むことができる場合においては、その者を当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、その長とする。次条第三項において同じ。）の登録を受けた動物取扱業者とみなして、新法第十九条第一項（登録の取消しに係る部分を除く。）及び第二項、第二十一条、第二十三条第一項及び第三項並びに第二十四条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十六条の規定に基づく条例の規定による許可を受けて新法第二十六条第一項に規定する特定動物（以下単に「特定動物」という。）の飼養又は保管を行っている者は、施行日から一年間（当該期間内に同項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、同項の許可を受けないでも、引き続き当該特定動物の飼養又は保管を行うことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定は、同項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる者が当該特定動物の飼養又は保管のための施設の構造又は規模の変更（環境省令で定める軽微なもの）をする場合その他環境省令で定める場合には、適用しない。

3 第一項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行う場合は、当該規定の適用が可能である。その者を当該特定動物の飼養又は保管のための施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可をし

受けた者とみなして、新法第三十一条、第三十二条（第三十一条の規定に係る部分に限る。）及び第三十三条の規定（これらの規定に係る部分に限る。）の適用はない。

第六条 この附則に規定するもののほか、この附則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第七条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置は、政令で定め（附則に関する経過措置）。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 地方公共団体の条例の規定で、新法第三章第二節及び第四節で規制する行為で新法第六章で罰則が定められているものを处罚する旨を定めているものの該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の处罚については、その失効後も、なお従前の例による。（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号）抄
(施行期日)
この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号)抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号)抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

る罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第十二条第一項及び第二十四条の四において準用する第二十一条第一項の基準の設定並びに第二十五条第三項の事態の設定については、環境大臣は、この法律の施行前においても、中央環境審議会の意見を聴くことができる。（経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「旧法」という。）第十条第一項の登録を受けていたものは、当該登録に係る業務の範囲内において、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に新法第十条第一項の登録を受けたものとみなす。（経過措置）

2 前項の規定により新法第十条第一項の登録を受けたものとみなされる者のうちこの法律の施行の際現に同条第三項に規定する犬猫等販売業者を営んでいる者は、施行日から起算して三ヶ月以内に、環境省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、その長とする。附則第八条第一項において同じ。）に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出は、新法第十四条第一項の規定によりされたものとみなして、同条第一項の規定によりなされたものとみなして、同条各号の規定を適用する。

2 前項の規定による届出をした者は、新法第二十四条の二の規定による届出をした者とみなす。

第四条 旧法第十条第一項の登録（旧法第十三条第一項の登録の更新を含む。）の申請をした者

（登録の更新にあつては、この法律の施行後に旧法第十三条第三項に規定する登録の有効期間が満了する者を除く。）の当該申請に係る登録の基準については、なお従前の例による。

第五条 新法第十三条の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧法第十条第一項の登録を受けていた者は、附則第三条第一項の規定にかかるわらず、その登録を受けた日において、新法第十条第一項の登録を受けたものとみなす。

第六条 この法律の施行の際現に旧法第十条第一項の登録を受けていた者は、新法第十条第一項の登録を受けた者又はこの法律の施行後に旧法第十条第一項の登録を受けた者（登録の更新にあつては、新法第十条第一項の登録が有効期間が満了する者を除く。）に対する登録の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行の際現に新法第十条第二項第六号に規定する飼養施設（新法第二十四条の二の環境省令で定めるものに限る。）を設置して新法第二十四条の二に規定する第一種動物取扱業を行っている者（新法第十条第一項の登録を受けるべき者及びこの法律の施行の際現に旧法第十条第一項の登録を受けている者並びにその取り扱っている動物の数が新法第二十四条の二の環境省令で定める数に満たない者を除く。）は、環境省令で定める場合を除き、当該飼養施設を設置している場所ごとに、施行日から六十日以内に、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、同条各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、新法第二十四条の二の規定による届出をした者とみなす。

第三条 附則第三条第二項又は前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十条 この法律の施行前に旧法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行

の動物の愛護及び管理に関する法律（以下この条において「第二条による改正後の法」という。）第三十九条の二第一項に規定するマイクロチップをいう。次項及び附則第十条において同じ。）が装着された犬又は猫を所有している犬猫等販売業者（第二条による改正後の法第十四条第三項に規定する犬猫等販売業者をいう。次項において同じ。）は、当該犬又は猫について、同号に掲げる規定の施行の日から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日）までに、環境大臣の登録を受けなければならぬ。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にマイクロチップが装着された犬又は猫の所有者（犬猫等販売業者を除く。）は、環境省令で定めることにより、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けることができる。

前二項の登録は、第二条による改正後の法第三十九条の五第一項の登録（附則第十条において単に「登録」という。）とみなす。

第二条による改正後の法第三十九条の十第一項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行前においても、第二条による改正後の法第三十九条の十第二項から第五項まで、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項、第三十九条の十三第一項及び第二項並びに第三十九条の二十四第一号の規定の例により行うことができる。

前項の規定により行つた行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において、同項に規定する規定により行われたものとみなす。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第八条 国は、動物を取り扱う学校、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する動物を取り扱う者等による動物の飼養又は保管の状況を勘査し、これらの者を動物取扱業者（第一条による改正後の法第十条第一項に規定する第一種動物取扱業者及び第一条による改正後の法第二十四条の二に規定する第二

種動物取扱業者をいう。第三項において同じ。）に追加することとその他これらによる適正化を行う。この結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

国は、両生類の販売、展示等の業務の実態等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 国は、両生類を取り扱う事業に関する規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国は、動物取扱業者による動物の飼養又は保管の状況を勘査し、動物取扱業者についての規制の在り方全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第九条 国は、多数の動物の飼養又は保管が行われている場合におけるその状況を勘査し、周辺の生活環境の保全等に係る措置の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 国は、愛護動物（第一条による改正後の法第四十四条第四項に規定する愛護動物をいう。）の範囲について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 国は、動物が科学上の利用に供される場合における動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、その利用に供される動物の数を少なくすること等による動物の適切な利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十条 国は、マイクロチップの装着を義務付ける対象及び登録を受けることを義務付ける対象の拡大並びにマイクロチップが装着されている犬及び猫であつてその所有者が判明しないものの所有権の扱いについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第十二条 前三条に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後五年を目途としてこの法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日

1
（施行期日）
この法律は、一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。